

第4章 申請手数料

開発許可等の申請に当たっては、埼玉県手数料条例別表に定める手数料を、埼玉県収入証紙を許可申請書に貼付して納入します。

手数料の額は次のとおりです。

1 開発行為許可申請手数料（法第29条第1項、同条第2項）

開発区域の面積 (ヘクタール)	予定建築物が 自己の居住の用に 供されるもの (自己居住用)	予定建築物等が 自己の業務の用に 供されるもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1未満	9,100円	14,000円	91,000円
0.1以上 0.3未満	23,000円	32,000円	140,000円
0.3以上 0.6未満	45,000円	68,000円	200,000円
0.6以上 1.0未満	89,000円	125,000円	280,000円
1.0以上 3.0未満	135,000円	210,000円	420,000円
3.0以上 6.0未満	180,000円	280,000円	550,000円
6.0以上 10.0未満	230,000円	360,000円	710,000円
10.0以上	320,000円	510,000円	930,000円

2 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2第1項）

変更理由		手数料
(1) 設計変更	開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の1/10	(1)、(2)、(3)の額の合算額 (ただし930,000円を超えない範囲とする。)
(2) 新たな土地の開発区域への編入による変更(法第30条第1項第1号～第4号)	新たに編入される面積に応じ上記表に規定する額	
(3) その他の変更	10,500円	

その他の変更には次のようなものがあります。

- ア 予定建築物の用途の変更
- イ 資金計画の変更
- ウ 工事施行者の変更

3 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項・法第35条の2第4項）

手数料	48,000円
-----	---------

4 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項）

手数料	27,000円
-----	---------

5 建築等許可申請手数料（法第43条第1項）

敷地の面積（ヘクタール）	手数料
0.1未満	7,100円
0.1以上 0.3未満	19,000円
0.3以上 0.6未満	42,000円
0.6以上 1.0未満	74,000円
1.0以上	107,000円

6 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

承認申請の種類	手数料
自己の居住の用に供するもの・自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積1ヘクタール未満）	1,800円
自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積1ヘクタール以上）	2,900円
その他のもの	18,000円

7 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第5項）

用紙一枚につき	520円
---------	------

8 適合証明書の交付手数料（省令第60条第1項）

手数料	6,400円
-----	--------

※ 埼玉県（地方公営企業及び病院局を含む）が申請主体となる適合証明書の交付については、埼玉県手数料条例第4条第2号の「公益上特に必要と認められる」ことから、手数料を免除する。

自己・非自己の区分については、P.76を参照。

